

自治をめざして 大林ひろしの活動報告

会派 地域力みんなの会



vol. 1

発行 平成24年5月9日
事務局 近江八幡市桜宮町236近江八幡市役所議会事務局内
TEL 33-3111

大林 宏
安土町東老蘇1704
TEL 46-3614

総務常任委員会委員
地場産業地域活性化特別委員会委員
前都市計画審議会委員

平成23年度 個人質問

6 月議会

- 1、安土駅は、経済効果を重視したものに
- 2、津村副市長提案に反対
- 3、私の発言になぜ懲罰か
- 4、地域自治区制度について

一年経過しましたが、地域自治区・地域協議会をそれぞれのようにつまみ食いされ、今後、地域住民のためにどのような機能をさせていくのか等四点について質問しました。

9 月議会

- 1、住宅使用料未収・改良住宅また貸し調査を
- 2、スポーツ振興法について

平成二三年六月議員立法によって、衆参いずれも全会一致で可決された「スポーツ基本法」が成立し、各地では地域総合型スポーツクラブへの期待がある中、県内でも、近江八幡市ではこの取り組みが遅れています。

好きなレベルでスポーツを楽しめるよう、指導資格を持った方々にできるだけサポートしてもらって、住民が創り、地域が育てる、誰でもいつでも世代を超えて、地域のコミュニティとして「総合型地域スポーツクラブ」を広めることが求められています。市として力を入れるべきと質問しました。

10 月臨時議会

- 1、給食センター公設民営に反対
- 2、市のゴミを三年間、三重県へ搬出
十六億二四一五万円

近江八幡市から毎日出るゴミを、民間業者に平成二四年度から三年間搬出しますが、初年度は二カ年契約とし、十億八二七万円とする補正予算・それに後の一年は、新クリーンセンター竣工施設の維持管理と抱き合わせた、随意契約を認めたいと説明されました。

これでは、市民に説明責任が果たせないとして、反対し討論しました。

12 月議会

- 1、合併賛否アンケート予算を求め

私は安土町長として、市長との間で、二年六月月したらアンケートを取り(平成二四年九月)、この結果によっては「分立」もやむを得ないと思っているとの約束をしております。アンケート予算措置はどうなっているのか質問しました。

市長：安土町民の皆さんには、単独がよいという声はないと見ている。大林議員は、そうでない何かをご提示いただきたい。

- 2、安土駅周辺整備について

今の安土駅の場所では、少々の利便性は上がるが未来はありません。将来の伸びしろが全く見えてきません。人口減少の時代のまちづくりという新しい社会に踏み込んでいく時代、五十年先を見る行政が重要、

将来、地域に莫大な経済効果を生む安土駅の改築は移転しかありません。

今の機会をのがしてはならないと質問しました。



現在のJR安土駅

- 3、市長政策懇談会の中止について

十二月議会を前にして、市長政策懇談会が突然中止されました。私は、市長が会派による差別をしてきたと直感し質問、ゴミを三重県に三年間十六億二四〇〇万円をかけて搬出することに反対したことが原因のようです。

- 4、市広報「馳走」欄での市民批判について

市広報を使って、時々政治的意図をもったと思われる記事を見かけ「市長公用車」でも市長の私

用に使うことはできないのと同じで、市の広報の記事の内容には、制約があり吟味するなど、気を付けるよう改善を求め質問しました。

- 5、県道香庄信号から多賀信号間の通行止めについて

安土側一・二Kmは農道で、近江八幡市側は市道となつていますが、安土からヴォーリス病院方面には便利な道であり、早く通行できるように要望されています。ただし、農道部分は構造上十分な耐力があるとはいえないので、道路中央には送水管が布設されているから、中央は緑地にし、両側を通行するよう道路改良を求め質問しました。

- 6、県道大津・能登川・長浜線改良を早く

安土山前の県道路改良を、もっと早く着工できるように県の計画を聞いたところ、能登川方面から改良し、安土山前は、まだ四〜五年先という説明。もっと早く着工できるように、市の働きかけを要請し質問しました。県より、常楽寺信号交差点改良工事は平成二四年度中に実施すると回答がありました。

- 7、国道八号線 野洲川と愛知川の交通渋滞解消に力を

国道野洲川大橋と愛知川御幸橋の渋滞解消策について、滋賀国道事務所で聞き取り調査しました。野洲川は計画は完了していますが、いつ着工できるか不明であること。御幸橋渋滞解消対策の計画はないと説明されました。

市長には、沿線自治体や国会議員、県あげて早期改善を求め、力をつくしていただきたいと質問しました。

- 8、蛇砂川改修の課題と見通しは

三七年間もの長い改修期間を要し、待望の国道と新幹線下の工事も終わりましたが、台風十五号の大雨で、河川から水があふれたという事態が起りました。近江八幡市内の二ヶ所で工事がストップしているのが原因とわかりました。何の情報もない中で、住民は、一日も早く完了を待っています。状況の報告と見通しについて質問しました。

1、合併賛否のアンケートの約束をなせ守らないのか

旧近江八幡市の皆様には、安土町民の合併に対する気持ちは十分に伝わっていなかったように感じます。

安土町では、合併半月前に町が実施したアンケートで「六二・一％」が合併反対の民意を示し、出直し議会議員選挙の結果、新しい議会で、合併五日前でしたが「合併停止決議」が成立しました。この合併停止決議は非常に重い。このように町民の意志ははっきり示されています。

だから市長は、二年六ヶ月したらアンケートを取ると約束したのだと考えます。

「合併は住民が決める」この意志は、絶対譲ることのない、あきらめない安土町民の意志であります。市長は、「そんな約束はしていない」と言いましたが、政治家のウソは政治的犯罪です。

私は、合併賛否のアンケート予算が計上されていない平成二四年度予算に反対しました。

2、竹町新エネルギーセンター(ごみ焼却)誘致は

十二月議会で、市民投票条例を削除 市長はまた作ればよい！と発言

旧安土町では、住民投票条例を求め署名が集められたが、津村元町長と議会は、否決し合併をむりやり進めた経験があります。町長と議会が住民の声を封じこめてしまったのです。近江八幡市議会には、議会基本条例がつけられ、議会改革に乗り出しましたが、真の議会制民主主義を守れるかとなると、疑問を持っています。

議会の歴史では、各地で住民の声をくみ取るところを怠ってきた事実があります。市民の考えとねじれることもおこります。これを是正するのが「住民投票」なのです。

今回、市民の政治参加の機会をなくしてしまつた、市長の思惑は何なのでしょう？

無効にすべき

竹町に、市は十年間で一億円・農地は一〇アル当たり、五五〇万円、小作者には、一〇アル当たり三〇万円等の条件を示し、その後、地元で誘致賛否の投票が記名つきで行われました。反対者には、反対理由を書かせ、理由なしは「無効」にする方法でした。

投票は、個人の秘密が守られなければなりません。私は、これらの行為は、市人権擁護に関する条例からして、行政責任は免れないと判断し、無効にすべきと主張しました。

また、竜王町西横間地区での行政説明会において、「煙突に顔を突っ込んで、大丈夫」と、発言したことも、人権を軽んずる重大な人権発言は、明らかです。私は人権条例に反対しましたが、市長が提案し、議会が認め成立した人権宣言や条例を、行政が守れないのは、どうしてかと質問しました。

3、平成二四年度市介護保険料の大幅値上について

旧安土町では、旧近江八幡市と比べ、年間一万円ほど安い保険料でした。

平成二四年度で統一すると言うことで、十月から、該当者が多い第五段階では、年間四四、一〇〇円から六一、五〇〇円と、一七、四〇〇円もの値上

市長：今は無くなるが必要ならまた作ればよい

浅小井老人会で庁舎は二五階建、事業費一五〇億円と発言

この総会に出席した市長は、来賓挨拶のなかで、ひとつの考え方として、新庁舎は二五階建て、上はマンション、下は店舗等で、中ほどに庁舎機能を持つ建物で、事業費一五〇億円程とする考えを披露された。

この話を、地域力みんなの会議員が質問されたところ、市長は、あなたはその席にいて発言されているのか？誰から聞いたのかと・・・

市長が来賓のあいさつの中で、話された内容はどこであっても公用であり、その場にしようが、いまいが関係のないことです。今では、新庁舎位

となり。旧近江八幡市民は、五、四三〇円のアップです。

私は、中部行政組合に九、〇〇〇万円を「ふるさと基金」として出資していた安土町民の税金が、合併までに返されず、合併四日後に新市に入った。この金を保険料の軽減に使うよう求めました。

また、一気に大幅な値上をしておきながら、三、〇〇〇万円もの積立金が予算化されています。

ところが、市営住宅使用料では、月額三、〇〇〇円を一一、〇〇〇円に値上するの、十年間かけています。

同じ行政のなかで、保険料値上には、配慮に欠けるのは、どうしてでしょうか。

平成二二年決算では、市病院会計へ一億一四八〇万円もの一般会計から繰り入れがされている。安土町は市の六分の一であるとすると、二億円が負担となるが、旧安土町では病院がないので、二億円が福祉などに回せるのです。

気配りにかける、介護保険事業特別会計予算に反対しました。

感想・意見をお寄せ下さい

TEL/FAX 〇七四八(四六)三三一四

携帯 〇九〇(九〇九九)八三三五

置は現消防署(小船木町)付近という、庁舎のあり方検討委員会の提言へと進んでいます。(旧)安土町民は庁舎が遠くなり、合併効果と言えるものではありません。

議員は後回し

この一年間、市民投票条例を廃止し、震災がれき「焼却灰」を受け入れる市長の姿勢、市のゴミを三重県に、三年間も運び出す、小舟木保育園の件その他議会側に説明のないまま、新聞などに発表された、市長の手法を見ました。私は、市長と一体化する議会が気掛りではありません。議会は、チェックをする役割を持ちながら、答えが決まっ

てあるような印象を与えてはならないのです。

東日本震災時のがれき焼却灰受け入れについて、市長に申し入れ

がれき焼却灰受け入れには、放射性物質などいくつかの問題があります。

安全基準が不明確な状況の中での、埋め立て処理は、市民の健康被害や安全性に大きな不安を抱くものです。市の最終処分場は、そもそも放射性物質を受け入れられる能力はありませんし、近畿住民の水源であるびわこ汚染の危険性は充分考慮すべきものです。

市長には、四月五日対談の上で、地域力みんなの会として、中村巧氏と再検討を申し入れました。

焼却灰受け入れに当たっては放射性物質などいくつかの問題があります。

まず、焼却灰は放射線量が国の基準以下と確認されたものとしていますが、これまでは国際的な基準に基づき、セシウム濃度は1kg当たり百ベクレルを超える場合は、低レベル放射性廃棄物として拡散防止を図り、厳重に管理し、封じ込めてきました。しかし、従来基準の八〇倍の八千ベクレルに緩和し、広域処理の基準とするとのことで、安全基準が不明確になる状況の中での埋め立て処理は、長期的に市民の健康被害など、安全性に大きな不安を抱くものでもあり、市民への理解も得られないと考えます。

本市の最終処分場は、放射性廃棄物の処分を想定せず、放射性セシウムなどの物質の除去は難しく、処理水(排水)が、びわ湖など自然環境を汚染する恐れがあります。また、焼却灰埋め立てによる浸出水や排水の安全基準及び高線量の焼却灰が搬入された場合の保管方法など、安全性が保障されてもおらず、市民や職員及び生活環境に放射能被害が出てからでは遅く、放射性物質の扱いは厳格にすすめていかなければならないと考えます。

近江八幡市が瓦礫焼却灰を、本市の最終処分場に受け入れることに対し、再検討されるよう申し入れます。

「瓦礫焼却灰受け入れについての申し入れ書」より抜粋